2.11.24

十一月二十日

芝浦数仁分署より防犯協会連絡

一、事故発生状況

イ、発生日時、場所

事故発生の本月十日午後三時頃より同日午後四時頃までの間、芝浦一丁目一番一号先路上において、同所に駐車中の普通貨物自動車の荷台から、荷物を降ろすため、後部扉を開けたところ、同扉が後方に倒れ、同扉に取り付けてあった反射板が、通行中の自転車に乗っていた被害者の顔面に当たったもの。

ロ、事故の概要

二、事故運転者の氏名

事故発生当日、運転者が休憩時に利用した食堂の駐車場において、車体点検中、運転者と被害者との間で事故発生の状況について話し合いをしていたところ、被害者が運転者の態度に立腹し、運転者の顔面を殴打したもの。

財団法人 交通事故総合分析センター

ハ、事故の原因

事故発生当日、運転者が休憩時に利用した食堂の駐車場において、車体点検中、運転者と被害者との間で事故発生の状況について話し合いをしていたところ、被害者が運転者の態度に立腹し、運転者の顔面を殴打したもの。

二、事故当事者の氏名

事故発生当日、運転者が休憩時に利用した食堂の駐車場において、車体点検中、運転者と被害者との間で事故発生の状況について話し合いをしていたところ、被害者が運転者の態度に立腹し、運転者の顔面を殴打したもの。